

学校において予防すべき感染症

学校保健安全法に定められた「学校で予防すべき感染症」は下記の通りです。学校感染症に罹患した場合は出席停止となり登校できません。学校感染症等に罹患した際は、学校へ連絡をお願いします。欠席にはならないため、下記に定められた期間、自宅療養をしてください。

※療養期間後、**出席停止解除願**い等の用紙提出は必要ありません。

		病名	出席停止期間
第一種	感染症予防法の一類及び二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第二種	空気感染または飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1型を除く)	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗生物質による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん(三日ばしか)	発疹がすべて消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	感染の恐れがないと、医師が認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと、医師が認めるまで
第三種	学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性のあるもの	新型コロナウイルス感染症	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から1日を経過するまで
		コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		※その他の感染症 感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(リンゴ病)、RSウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、とびひ、アタマジラミ等	※その他の感染症について 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの

【参考】インフルエンザ出席停止期間 早見表

	発症日	発症後						
	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1	解熱後2	経過観察	経過観察	登校可能	
最低基準			出席停止					
発症後2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1	解熱後2	経過観察	登校可能	
			出席停止					
発症後3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1	解熱後2	登校可能	
			出席停止					
発症後4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1	解熱後2	登校可能
			出席停止					